

# 資料1

## 総務省による「年金に関する行政評価・監視」について

- ・平成16年行政評価監視の概要 1  
年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－  
(平成16年12月3日 総務省)
- ・年金に関する行政評価・監視結果に基づく第2次勧告 11  
(平成16年12月 総務省)
- ・年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－の勧告に伴う改善措置状況(回答) 25  
(平成17年10月5日) (抜粋)
- ・年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－の勧告に伴う改善措置状況(回答)の概要 27  
(平成17年10月5日)
- ・年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－の勧告に伴う改善措置状況(その後の回答)の概要 37  
(平成20年3月31日)



平成16年12月3日

総務省

年金に関する行政評価・監視  
—国民年金業務を中心として—

〈評価・監視結果に基づく第2次勧告〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、平成16年10月8日の第1次勧告に引き続き、6管区行政評価局（支局を含む。）及び12行政評価事務所が、16年8月から9月にかけて実地に調査した結果等に基づき、厚生労働省に対して、16年12月3日に勧告するものです。

# 概 略

## 経 緯

年金法案の国会審議やマスコミの報道を通じて、社会保険庁の年金業務の問題点が顕在化。特に国民年金の未加入問題や未納問題について、世論の厳しい批判

5月14日の麻生総務大臣の指示を受け、国民年金業務を中心として行政評価・監視の実施に着手

(参考)

- ・国民年金未加入者が多数存在：未加入者数63万5,000人  
(平成13年10月推計)
- ・国民年金保険料未納者が多数存在：納付率63.4%（平成15年度）

### 第1次勧告（平成16年10月18日）

厚生労働省に対して、以下の勧告

- ① 住基ネットシステムを活用した未加入者の把握、年金受給者の現況届等の廃止
- ② 保険料納付率等について中期目標を達成するための年度別の目標値の設定
- ③ 業務量に応じた社会保険事務局等の定員配置の見直し等

## 第2次勧告の柱

第1次勧告後の厚生労働省（本省）の調査結果及び社会保険事務局、社会保険事務所等の調査結果に基づき、以下の点について改善すべき事項を勧告

### 1 適用業務の的確な実施

職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者への届出勧奨に応じないすべての者に対する職権適用の実施

### 2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施

口座振替の勧奨の推進、強制徴収手続を行う対象者の拡大、全体としてより一層の収納効果を上げるものとなるよう見直し

### 3 被保険者等に対する窓口サービスの改善

長時間の待ち時間解消対策の実施。年金相談センター等の相談窓口の配置数の見直し

### 4 人事交流の拡大

社会保険庁（本庁）・社会保険事務局間の人事交流の拡大、社会保険事務局相互間における人事交流の実施

勧 告 先：  
厚生労働省  
勧 告 日：  
平成16年12月3日

# 勧告事項① 適用業務の的確な実施

## 現状・実態

- 厚生年金等の被用者年金の加入者(第2号被保険者)及びその被扶養配偶者(第3号被保険者)は、離職等に伴い、国民年金の第1号被保険者への種別変更届が必要。しかし、届出を行わない者も多く、社会保険庁は、第1号種別変更未届者に対して、2か月後及び6か月後の2回の通知(勧奨状の送付)を行うよう、社会保険事務局等に指示。  
2回にわたり勧奨状を送付しても、2回目は効果が著しく低く、半数近くが第1号被保険者への届出勧奨に応じない状況(平成15年度、9事務局)  
6.3万人中、1回目の勧奨効果33.7万人(41.1%)、2回目の勧奨効果7.3万人(9.6%)、勧奨効果なし35.4万人(46.3%)  
勧奨状の送付に係る予算(平成16年度、全国)：約7億円、勧奨状送付請求者数：641万5,000件(1件当たりの送付単価：110円)
- 勧奨状の送付後の取扱いは、社会保険事務局等に一任  
調査した35社会保険事務所のうち、職権適用未実施が30事務所(85.7%)。職権適用を実施している5事務所(14.3%)においても、対象者を35歳未満の者に限定するなど、必ずしも国民皆年金の理念に沿って実施していない状況
- 第1号未加入者は、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により把握し、国民年金に加入させる必要あり

第1号被保険者	2,240万人 (平成15年度末)	第1号未加入者 (基礎年金番号なし) 63.5万人(推計)	第1号種別変更未届者 (基礎年金番号有り) 92.2万人(推計)のほとんど(注)
---------	----------------------	-------------------------------------	--

国民年金原簿登載

国民年金原簿未登載

職権適用対象者

(注)1 平成13年公的年金加入状況等調査結果(社会保険庁実施)による。  
2 92.2万人の中には、第1号種別変更未届者の他、第3号被保険者の未届者等が含まれる。

## 勧告要旨

- 職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、第1号被保険者になる者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適用を実施すること。

## 勧告事項② 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施（その1）

### 現状・実態

#### ○ 納付率の向上には、保険料の口座振替の推進が効果的。しかし、積極的に取り組んでいるところは、極めて少ない。

- ・ 口座振替実施率（全国平均）は35.1%（平成15年度末）  
調査した18社会保険事務局における口座振替実施率：最高54.2%（福井）、最低25.1%（大阪）

#### ○ 過去2年間全く保険料を納付していない未納者だけで327万人に上る状況にある中で、強制徴収手続を行う対象者（社会保険庁計画）は平成16年度の3万人次では不十分。

- ・ 強制徴収手続対象者数（社会保険庁計画）は、平成15年度 1万人、16年度 3万人
- ・ 調査した18社会保険事務局管内において、強制徴収手続着手の通告（最終催告状・督促状）により約7割の者が納付に至る効果あり
- ・ 平成15年度の新規発生分の未納保険料 約1兆円。なお、15年度に消滅時効になった未納保険料 8,476億円

#### ○ 現在委託等により実施されている保険料収納対策は、保険料収納増に向けた有効なインセンティブがない状況。

- ・ 国民年金推進員（非常勤の国家公務員、平成15年度予算額：50億円(1,948人)）の1人当たりの年間保険料収納額 約585万円（調査した242人の平均）、年間人件費約257万円（人件費率43.9%）。  
個別にみると、年間給与224万円で2,700万円の保険料収納する者がいる一方、年間給与215万円を得ながら保険料収納実績が全くない者あり  
平成16年度末 2,566人、これを18年度末までに3,700人への増員計画あり。しかし、従来の活動のやり方を改善せず、増員していくだけでは問題
- ・ 委託業者による電話納付奨励（平成16年度予算額：18億円）については、どの程度保険料の収納に結び付いたかという効果を未把握

### 勧告要旨

- 口座振替実施率の低い社会保険事務局等は口座振替の勧奨を一層推進すること。
- 強制徴収手続を行う対象者を拡大すること。
- 保険料収納に結び付けるという成果を上げることについて、委託業者や国民年金推進員のインセンティブが働くよう、経費増加を招かない範囲で、その報酬に成果主義の要素を盛り込むこと。
- 現在の収納対策について、費用対効果を勘案しつつ、全体としてより一層の収納効果を上げるものとなるよう見直しを行うこと。

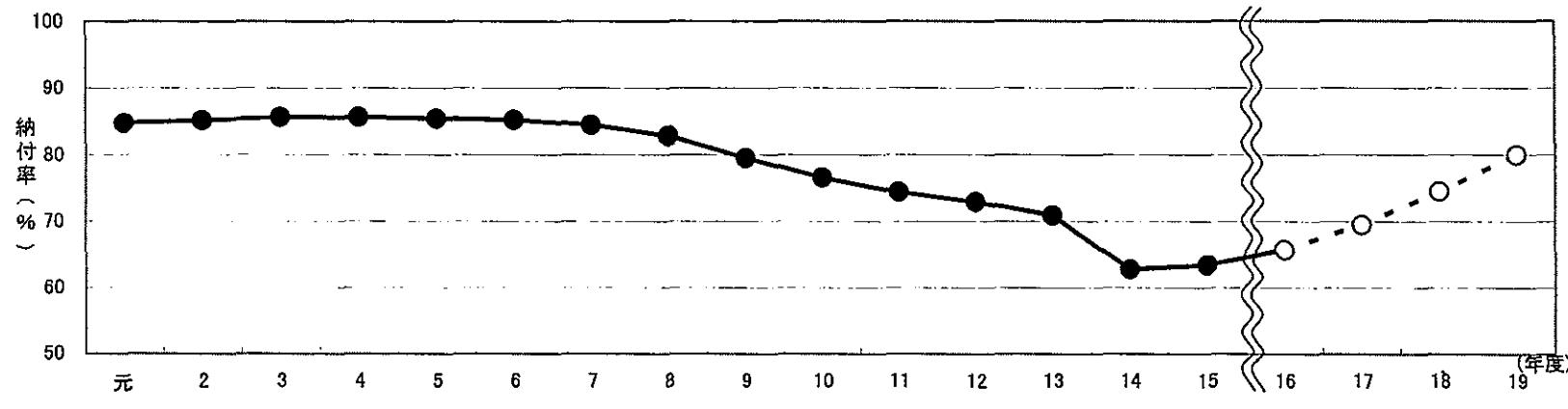
## 勧告事項② 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施（その2）

### 現状・実態

- 実際に納付した月数が、平成元年度から15年度までの15年間にわたりて減少傾向。
- 社会保険庁では、平成19年度までの保険料納付率の目標80%を達成するため、平成16年10月22日に「国民年金保険料収納に係る年度別行動計画」を公表。しかし、保険料未納者に対する現在の取締り策を強化するだけで、行動計画を達成できるかどうかは、現状では明らかでない状況。  
実際に納付した月数は、平成元年度：1億5,025万ヶ月から、15年度：1億3,492万ヶ月に減少（△10.2%）。  
他方、行動計画は平成19年度に1億4,847万ヶ月に導入されるもの（対15年度比+10.0%）。

(参考) 保険料納付率  
$$\text{納付率} = \frac{\text{第1号被保険者が保険料として納付すべき月数} - (\text{全額免除月数} + \text{納付猶予月数})}{\text{第1号被保険者が実際に納付した月数}} \times 100 \text{ (%)}$$

保険料納付率の推移(当年度納付分)



### 勧告要旨

- 「国民年金保険料収納に係る年度別行動計画」の完全達成に向けて、毎年度、総合的な評価及びその結果の公表を行い、その後の行動計画に反映させること。

## 勧告事項③ 被保険者等に対する窓口サービスの改善

### 現状・実態

- 社会保険庁は、年金相談の窓口を設置。  
全国312の社会保険事務所に「年金相談窓口」を設置。都市部の社会保険事務所には、これに加えて年金相談センターを設置。
- 待ち時間を見た51社会保険事務所等の中には、1時間以上が16社会保険事務所等（31.4%）あり。
- 年金相談窓口で対応するために常時配置されている職員1人当たりの来訪相談者数を比較すると、格差あり。
- 調査した52社会保険事務所等ではいずれも電子メールによる相談を受け付けていないほか、ファックスによる相談も受理していないところあり。（12社会保険事務所、9年金相談センター）

（単位：人）

区分	社会保険事務所名	年金相談等 窓口相談者数 計	常時配置されている 窓口担当職員数	窓口職員1人 当たりの業務量	
				/年	/日
平均		29,615	6.0	5,406	22.5
窓口職員1人当たりの 業務量が多い事務所	島田	30,014	4	7,504	31.3
	旭川	40,986	6	6,831	28.5
	静岡	27,228	4	6,807	28.4
窓口職員1人当たりの 業務量が少ない事務所	徳島南	14,046	4	3,512	14.6
	徳島北	20,862	6	3,477	14.5
	諫早	16,613	5	3,323	13.8

2.3倍  
の格差

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した52社会保険事務所のうち相談者数等の集計方法が同一の20社会保険事務所に係るものと計上した。

### 勧告要旨

- 長時間の待ち時間が日常化しているところについては、速やかに相談窓口を増設すること。
- 社会保険事務所及び年金相談センターの相談窓口の配置数について、相談者数等を基本にして見直すこと。
- ファックスによる年金相談の受付の実施を徹底するとともに、電子メールによる受付を実施すること。

## その他の主な勧告事項

- 社会保険事務所における国民年金業務に係る職員(非常勤職員を含む。)数が業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、配置に係る算定基準の作成。当該算定基準に基づき社会保険事務所の職員の配置数の見直し及び社会保険事務局(本局)の職員の配置数の見直し
- 社会保険庁(本庁)・社会保険事務局間の人事交流の拡大、社会保険事務局相互間における人事交流の実施
  - ・ 地方局採用者について、社会保険事務局相互間の人事交流は全く行われていない。  
しかし、職員の適材適所での活用による業務能力の向上、職員の適正配置等の観点から、人事交流の実施が必要
- 厚生労働省における社会保険庁(実施庁)に係る的確な実績評価の実施
  - ・ 厚生労働省は、本行政評価・監視に基づく第1次勧告及び第2次勧告を踏まえ、社会保険庁に対して適切な達成すべき目標を設定するとともに、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度的確に評価し、公表する必要あり。
  - ・ 実施庁については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)において、府省の長は、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

## 第1号未加入問題、保険料未納問題が年金制度に与える影響（総務省行政評価局試算結果）

平成14年度の基礎年金財政について、第1号被保険者の保険料納付率が80%（注）と仮定した場合の試算

平成14年度基礎年金の制度別負担状況 (保険料納付率 62.8% (実績))		平成14年度基礎年金の制度別負担状況 (保険料納付率 80% (試算モデル))		
● 基礎年金拠出金 ・ 15兆円 (特別国庫負担除く) ・ 10兆円 (保険料相当額) ● 拠出金算定対象者 5,814万人 ● 1人当たり拠出金単価 ・ 21,450円／月 ・ 14,300円／月 (保険料相当額)	国民年金 被用者年金	● 基礎年金拠出金 3.1兆円 (保険料相当額 2.1兆円) ● 拠出金算定対象者 1,199万人  ● 基礎年金拠出金 11.9兆円 (保険料相当額 7.9兆円) ● 拠出金算定対象者 4,615万人	● 基礎年金拠出金 15兆円 (特別国庫負担除く) ・ 10兆円 (保険料相当額) ● 拠出金算定対象者 6,124万人 ● 1人当たり拠出金単価 ・ 20,400円／月 ・ 13,600円／月 (保険料相当額)	国民年金 被用者年金

（試算結果）

- 1 1人当たり拠出金単価は、納付率が62.8%から80%に上昇すると、約700円（保険料相当額を除く月額）の減少となる。
- 2 被用者年金制度による基礎年金拠出金（保険料相当額）は、納付率が62.8%から80%に上昇すると、約4,000億円（年額）の負担減となる。

未納者の増加は、国民年金制度にとどまらず、年金制度全体に影響

（注）試算モデルにおける保険料納付率80%の設定に当たっては、保険料納付率を算出する際の分母となる保険料を納付すべき対象月数は変化させずに、分子となる実際に保険料を納付した月数のみを増加させ、試算を行った。

※ これは保険料納付者数が増加した場合の単年度における年金財政に与える影響をしたものであるが、厚生労働省は、年金財政を長期的にみた場合、保険料納付者数や保険料収入総額の増大という影響だけでなく、将来の年金受給権者数や年金給付総額の増大という影響があることに留意が必要であると説明している。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 内閣・総務・厚生労働担当評価監視官室

評価監視官：濱西 隆男（内線9111）

調査官：濱田 稔（内線9117）

総括評価監視調査官：落合 純（内線2529）

電話（直通） 03-5253-5451

（代表） 03-5253-5111

F A X 03-5253-5457



年金に関する行政評価・監視  
結果に基づく第2次勧告  
—国民年金業務を中心として—

平成16年12月

総務省

## 前　書　き

我が国の公的年金制度は、基礎年金（国民年金）を国民共通の給付として支給するとともに、被用者に対しては報酬比例の年金を支給するものであり、老齢・障害等によって生活の安定が損なわれることの防止を目的としている。

公的年金については、少子高齢化の著しい進行等により、年金財政の運営が一層厳しいものとなることが予測されており、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保等を図るため、政府は、年金の給付水準と負担額との見直し等の事項を盛り込んだ国民年金法等の一部を改正する法律案を第159回国会に提出した。同法律案は平成16年6月、可決成立したところである。

このような中で、国民年金については、多数の適用漏れ者（いわゆる未加入者）が存在している。また、適用者についても、多数の保険料未納者が存在している状況にあり、平成15年度の国民年金保険料の納付率は63.4%となっている。このため、国民年金被保険者の適用業務及び保険料徴収業務をより効果的に実施することが求められている。

また、被保険者等の年金加入期間、保険料納付期間、将来支給される年金見込額等年金個人情報を被保険者等の視点に立って提供する等、行政サービスの充実・向上が求められている。

この行政評価・監視は、国民年金制度の安定的な運営を確保する等の観点から、①適用業務の実施状況、②保険料徴収業務の実施状況、③被保険者等に対するサービスの実施状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

第1次勧告（平成16年10月）においては、厚生労働省（本省）に対する調査結果に基づき、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した未加入者の把握、②保険料納付率等について、中期目標を達成するための年度別の目標値の設定、③業務量に応じた社会保険事務局等の定員配置の見直しの検討等について、勧告を行ったところであり、今回の第2次勧告においては、第1次勧告後における社会保険庁（本庁）に対する調査結果及び社会保険事務局、社会保険事務所等に対する調査結果に基づき、更なる具体的改善方策を取りまとめたものである。

# 目 次

	ページ
1 第1号未加入問題及び保険料未納問題が年金制度に与える影響 .....	1
2 適用業務の的確な実施 .....	4
3 保険料徴収業務の効果的な実施 .....	10
(1) 保険料徴収対策の効果確保のための定期的評価と見直し .....	10
(2) 保険料徴収業務の見直し .....	12
4 被保険者等に対する行政サービスの改善 .....	27
(1) 被保険者等に対する窓口サービスの改善 .....	27
(2) 申請等手続の利便性の向上 .....	30
(3) 被保険者等に対するその他行政サービスの向上 .....	33
5 社会保険庁における業務の実施体制等の見直し .....	35
(1) 業務の実施体制の見直し .....	35
(2) 人事交流の推進 .....	37
(3) 業務の実効性の確保 .....	39
(4) 業務費用の見直し .....	39
6 厚生労働省における社会保険庁（実施庁）に係る的確な実績評価の実施 .....	42

## 1 第1号未加入問題及び保険料未納問題が年金制度に与える影響

我が国の公的年金制度は、「国民年金（基礎年金）」を基礎として、その上に「被用者年金」が、さらにその上に「企業年金」が上乗せされた3階建ての体系となっている。その1階部分となる「国民年金（基礎年金）」は、自営業者や無業者も含め、20歳以上60歳未満のすべての国民に加入が義務付けられているものであり、保険料の納付期間が25年以上である等の要件を満たした加入者に対しては、共通に「基礎年金」が給付されることとなっている。

しかしながら、国民年金原簿に第1号被保険者（注1）として登載されていない第1号未加入者（注2）及び第1号種別変更未届者（注3）並びに国民年金原簿に登載されている第1号被保険者のうちの未納者は、年金受給資格を得るために必要な保険料納付期間25年の要件を満たすことができずに公的年金を受給できないことや保険料納付期間が短いことで公的年金の額が低くなることにより、老後の生活の収入が不十分となるおそれがある。そして、これに伴い家族が老親を経済的に支援する必要が生じるなど、未納者及び未加入者やその家族の生活に大きな問題を生じさせる。

他方で、保険料未納者は、次のように、年金制度全体に影響を与えることとなる。

基礎年金は、全国民に対する共通の支給であることから、その給付に要する費用については、国民全体で公平に負担する仕組みとなっている。具体的には、基礎年金の給付に要する費用を、国民年金制度の第1号被保険者（注1）に係る負担分と、厚生年金等の被用者年金制度の第2号及び第3号被保険者（注1）に係る負担分とに、それぞれの被保険者数の割合に応じてあん分する。その上で、第1号被保険者に係る負担分については国民年金制度が、また、第2号及び第3号被保険者に係る負担分については被用者年金制度が、それぞれの基礎年金拠出金として拠出する。このうち第1号被保険者については、当該年度において被保険者が納付した保険料に係る保険料納付済期間（保険料半額免除期間は1／2）の総月数を12か月で除して人数に換算したものと、基礎年金給付に要する費用を負担すべき被保険者数としている。

このため、当該年度において保険料を納付していない期間を有する者が増